

議案第百十号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十八年十二月二十日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和四拾八年拾貳月廿日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎



三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「すべての」を削り、同条第三項中「二千四百円」を「三千五百円」に、「八百円」を「千円」に、「千六百円」を「二千五百円」に改める。

第十条の二第一項中「月額三千円」を「月額四千円」に、「その家賃の額と三千円との差額の二分の一（その差額の二分の一が三千円をこえるときは三千円とし、その差額の二分の一に百円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。）の」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 月額七千円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から四千円を控除した額
- 二 月額七千円をこえる家賃を支払っている職員 家賃の月額から七千円を控除した額の二分の一（その控除した額の二分の一が二千円をこえるときは、二千円）を三千円に加

算した額

第十一条第二項第一号中「四千元」を「五千元」に改め、同項第二号中「千円」を「千
百円」に、「千五百円」を「千八百円」に改め、「その他の職員のうち、」を削り、「に
あつては、千八百円」を「のうち、自転車等の使用距離が片道十キロメートル以上十五キ
ロメートル未満である者にあつては二千円、自転車等の使用距離が片道十五キロメートル
以上である者にあつては二千五百円」に改め、同項第三号中「四千元」を「五千元」に改
める。

第十七条第一項中「六百二十円」を「千円」に、「九百三十円」を「千五百円」に、「
四千四百円」を「七千円」に改める。

別表第三を次のように改める。

別表第三

行政職給料表

職務の 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	— 円	— 円	60400 円	53500 円	— 円
2	88000	74000	63600	55600	43500
3	92700	77400	66800	57800	44800
4	96600	80800	70000	60400	46100
5	100500	84300	73200	63000	47500
6	104400	87800	76400	65600	49300
7	108600	91400	79500	68200	51300
8	112800	95000	82600	70800	53400
9	117000	98600	85400	73000	54800
10	121200	102200	88200	75200	56200
11	125400	105800	91000	77200	57600
12	129600	109400	93800	79200	59000
13	133700	113000	96600	81200	60400
14	137700	116300	99000	82900	61800
15	141700	119400	101400	84600	63200
16	145700	122400	103700	86300	64600
17	149100	125400	106000	88000	65600
18	152400	127600	108000	89600	
19	155000	129800	110000	90900	
20		131900	111500		
21		133500			

別表第四を次のように改める。

別表第四 医療職給料表

職務の 等級	1 等 級	2 等 級
	給料月額	給料月額
1	118,000 ^円	— ^円
2	123,400	102,300
3	128,800	107,400
4	134,400	112,700
5	140,000	118,000
6	145,600	123,300
7	151,200	128,600
8	156,800	134,000
9	162,400	139,400
10	168,000	144,800
11	173,600	150,200
12	178,500	154,700
13	183,400	159,200
14	188,300	163,500
15	193,200	167,800
16	197,900	172,100
17	202,600	176,400
18	207,300	180,700
19	212,000	185,000
20	216,100	188,700
21	220,200	192,400
22	223,200	195,700
23		198,300

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、

昭和四十八年四月一日から適用する。ただし、改正後の条例第十七条第一項の規定は、同年九月一日から適用する。

(特定の号給の切替え等)

3 昭和四十八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の受ける号給(以下「旧号給」という。)が附則別表の旧号給欄に掲げられている号給である職員(以下「特定号給職員」という。)のうち、旧号給が附則別表の期間欄に期間の定めのない号給である職員及び旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間(町長の定める職員にあつては、町長の定める期間を増減した期間。次項及び附則第五項第二号において同じ。)同欄の左欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する附則別表の新号給欄に定める号給とする。

4 特定号給職員のうち、旧号給が附則別表の期間欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が同欄の左欄に定める期間に達していないものは、切替日から起算してそれらの期間の差に相当する期間を経過した日が、昭和四十

八年七月一日以前であるときは同日に、同月二日以後であるときは同年十月一日に、旧号給に対応する附則別表の新号給欄に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から附則別表の新号給欄に定める号給を受ける日の前日までの間における給料月額は、旧号給に対応する附則別表の暫定給料月額欄に定める額とする。

3 附則第三項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の条例第四条第六項の規定の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を切替日における号給を受ける期間に通算する。

一 旧号給が附則別表の期間欄に期間の定めのない号給である職員 旧号給を受けていた期間（町長の定める職員にあつては、町長の定める期間を増減した期間）

二 旧号給が附則別表の期間欄の定めのある号給である職員 旧号給を受けていた期間が九月未満である職員にあつては旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する附則別表の期間欄の左欄に定める期間を減じた期間、旧号給を受けていた期間が九月以上である職員にあつては旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する附則別表の期間欄の右欄に定める期間を減じた期間

(最高号給等の切替え等)

6 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、町規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

7 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この条例による改正前の三朝町職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、町長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、町長の定めるところによる。

この場合において、その給料月額が附則別表の暫定給料月額欄に定める額とされた職員の当該給料月額を受けることがなくなつた日における号給は、町長が定める。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

8 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

9 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

(改正後の条例第四条の規定の適用の経過措置)

10 改正後の条例第四条第三項及び第四項の規定の切替日から昭和四十八年九月三十日までの間における適用については、同条第三項中「号給」とあるのは「号給又は三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年三朝町条例第 号）附則別表の暫定給料月額欄に定める給料月額（次項において「暫定給料月額」という。）

と、同条第四項中「号給」とあるのは「号給又は暫定給料月額」とする。

// 附則別表の暫定給料月額欄に定める給料月額を受ける職員に関する改正後の条例第四条第七項の規定の切替日から昭和四十八年九月三十日までの間における適用については、町規則で定める。

(住居手当に関する経過措置)

12. 切替期間において、改正前の条例第十条の二の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の条例第十条の二の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第十条の二の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の条例第十条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。この条例の施行の際改正前の条例第十条の二の規定によりこの条例の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第十条の二の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の条例第十条の二の規定による住居

手当の額に達しないこととなる職員のこの条例の施行の日から昭和四十九年三月三十一日（同日前に町規則で定める事由が生じた職員にあつては、町規則で定める日）までの間の住居手当についても同様とする。

（給与の内払）

13 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例（住居手当については、改正後の条例第十条の二又は前項）の規定による給与の内払とみなす。

（町規則への委任）

14 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

附則別表

(1) 行政職給料表の適用を受ける者

職務の等級	旧号給	新号給	期 間		暫定給料月額
1 等 級	15	15	3	6	140.400
	16	16	6	9	143.100
	17	16			
	18	17	3	6	147.800
	19	18	6	9	149.800
2 等 級	16	16	3	6	121.400
	17	17	6	9	123.100
	18	17			
	19	18	3	6	126.800
	20	19	6	9	128.100
	21	19			
3 等 級	16	16	3	6	102.900
	17	17	6	9	104.200
	18	17			
	19	18	3	6	107.200
	20	19	6	9	108.400
4 等 級	15	15	3	6	84.100
	16	16	6	9	85.100
	17	16			
	18	17	3	6	87.300
5 等 級	14	14	3	6	61.500
	15	15	6	9	62.500
	16	15			

(ロ) 医療職給料表の適用を受ける者

職務の等級	旧号給	新号給	期 間		暫定給料月額
1 等 級	18	18月	3月	6	206,200円
	19	19	6	9	209,200
	20	19			
	21	20	3	6	214,500
	22	21	6	9	217,000
2 等 級	18	18	3	6	179,800
	19	19	6	9	182,500
	20	19			
	21	20	3	6	187,100
	22	21	6	9	189,200
	23	21			